

【身体拘束最小化に向けた提言】

1. 基本方針

当院は、「患者様の権利」として、基本的人権や治療の選択・拒否、プライバシー保護について保障いたしております。また、2024年より「身体拘束最小化委員会」を設置し、以下の指針に則り患者さまとご家族の尊厳を守ることに努めてまいります。また、患者様の生命を守るため、もしくは身体の保護など緊急やむを得ない場合を除き、原則として身体拘束を禁止しております。

2. 身体拘束最小化委員会の概要

- 1)2024年4月より発足
- 2)医師・看護師・作業療法士・ソーシャルワーカー・事務総合職などの多職種で構成
- 3)3カ月に1回以上の定例委員会の開催、月1回の病棟ラウンド実施、年2回以上の研修会開催
- 4)身体拘束状況の把握と集計および報告(別紙参照)

3. 身体拘束最小化に関する指針(2026年5月最終改訂より)

1)身体拘束最小化に関する基本的考え方

(1)基本的な考え方

身体拘束とは本人の意思に関わらずその人の身体的、物理的な自由を奪い、ある行動を抑制または停止させる状況であり利用者の能力や権利を奪うことにつながりかねない行為である。当事業所では患者(利用者)の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく、職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、身体拘束最小化に向けた意識を持ち、身体拘束を行わない支援の実施に努める

(2)身体拘束の原則禁止

当院においては、原則として身体拘束及びその他の行動制限を禁止とする。

(3)身体拘束を行う基準について

やむを得ず身体拘束を行う場合には以下の3要件をすべて満たす必要があり、その場合であっても身体拘束を行う判断は組織的かつ慎重に行う。

- ①切迫性:患者(利用者)やその家族の生命又は身体が危険に晒される可能性が著しく高い場合
- ②非代替性:身体拘束等その他の行動制限を行う以外に代替する方法がない場合
- ③一時性:身体拘束等その他の行動制限が一時的なものである場合

上記3要件を満たしやむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由そのほか必要な事項を記録しなければならない

(4)身体拘束となる具体的な行為

- ①徘徊しないように車いすや椅子、ベッドに体幹や四肢をひもで固定する
- ②転落しないようにベッドに体幹や四肢をひもで固定する
- ③自分で降りられないように、ベッドを柵(サイドレール)で囲む
- ④チューブ類を抜かないようにまたは皮膚をかきむしらないように、四肢をひもで固定・手指機能を制限するミトン型の手袋等をはめる
- ⑤車いすや椅子からずり落ちたり立ち上がらないように、安全ベルト(Y字型拘束帯や腰ベルト)や車いす用テーブルを装着する
- ⑥立ち上がる能力のある人に立ち上がりを妨げるような椅子を使用する
- ⑦脱衣やおむつ外しを制限するために介護衣(つなぎ服)を使用する
- ⑧他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひもでしばる
- ⑨行動を落ち着かせるために、向精神薬等を過剰に服用させる
- ⑩自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する

※参照:「身体拘束ゼロへの手引き」

(5)支援における留意事項

- ①患者(利用者)主体の行動、尊厳ある生活に努める
- ②言葉や応対等で患者(利用者)精神的な自由を妨げないように努める
- ③患者(利用者)の思いを汲み、意向に沿った支援を提供し個々に応じた丁寧な対応をする
- ④患者(利用者)の安全確保の観点から、身体・精神的自由を安易に妨げるような行動は行わない
- ⑤万が一やむを得ず安全確保を優先する場合、身体拘束最小化委員会において検討する

2)身体拘束最小化を図る体制

(1)委員会の設置/目的/組織/開催

- ①当院は身体拘束最小化を目的とした「身体拘束最小化委員会」(以下委員会)を設置する。
- ②委員会は委員長と委員で組織し、委員長は専任の医師又は専任の看護師とする
- ③委員会は委員長の招集により年1回の開催とし、委員長が他に必要と判断した場合は臨時で委員を招集することができる
- ④委員会は身体拘束最小化チームと連携し、活動支援を行う

(2)委員会の検討事項

委員会は次にあげる事項に関して検討し議事録を付して稟議報告する。また、職務上知り得た情報を正当な理由なく漏らしてはならない。これは、その職を退いた後も同様とする

- ①体拘束実施の現状把握及び改善に関すること
- ②身体拘束最小化の指針周知に関すること
- ③身体拘束最小化に係る定期的な研修会の開催に関すること
- ④身体拘束最小化に係る職員全体への指導に関すること

(3)結果の周知徹底

委員会での検討内容及び結果、決定事項については議事録にて報告・周知する

3) やむを得ず身体拘束を行う場合の対応

- (1) 身体拘束最小化委員会にて協議する
- (2) 拘束理由、方法、場所、時間帯、期間等を検討し、患者(利用者)や家族に説明する
- (3) 身体拘束している期間は、時間帯・方法・様子等を経過記録記載する
- (4) 必要がなくなった場合は速やかに解除し患者(利用者)や家族に説明する

4) 身体拘束最小化のための職員研修の開催

身体拘束最小化のため定期的な研修を実施する

5) 本指針の改廃

本指針の改廃の要否及び改定する場合の改定作業は、委員会により実施する

2026年5月 院長:九津見圭司 看護部長:佐藤純司